

平成19年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成19年12月 5日 午前10:00

○散 会 午前11:51

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（1名）

4番 成田進

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑利行
教 育 長	小林洋	総 務 部 長	肥田野耕二
会計管理者兼会計課長	門間鋼悦	産業建設部長	伊藤賢志
水道局長兼水道課長	澤井昭	教 育 次 長	山平東
市民生活部長	菅生一也	福祉保健部長	丸谷昇
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	中泉作右衛門	総 務 課 長	鈴木公悦
市長公室長	鈴木司	財 政 課 長	幸村公明
税 務 課 長	伊藤正	産 業 課 長	山口義光
建 設 課 長	鈴木利美	総務学事課長	櫻庭新悦
幼児教育課長	伊藤清孝	生涯学習課長	瀬下三男
市民課長 兼飯田川総合窓口センター長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
健 康 課 長	小林健一	収 納 課 長	菅原龍太郎

追分出張所長	鈴木久雄	農業委員会事務局長	田仲茂隆
下水道課長	藤原貞雄	都市整備課長	佐々木博信
国体事務局長	菅原徳志	スポーツ振興課長	根一
生活環境課長	鈴木鋼生	高齢福祉課長	伊藤律子
昭和総合窓口センター長	川上秀佐男	天王総合窓口センター長	三浦喜博
追分地区児童館長	櫻庭久俊		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成19年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成19年12月5日（1日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長）
- 日程第 4 諮問事項「潟上市議会の活性化に対する答申」について報告
- 日程第 5 行政報告（市長）
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認について（平成19年度潟上市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 7 議案第64号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）について
- 日程第 8 議案第65号 政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第66号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第67号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第68号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第69号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第70号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第71号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について
- 日程第15 議案第72号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 2 同意第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 3 陳情第 1 3 号 病院道路敷地の寄付採納願い
- 日程第 2 4 陳情第 1 4 号 後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書
- 日程第 2 5 陳情第 1 5 号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書
- 日程第 2 6 陳情第 1 6 号 消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情
- 日程第 2 7 発議第 7 号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 8 発議第 8 号 潟上市議会広報編集特別委員会設置に関する決議について

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。なお、4番成田 進議員より欠席届けが提出されておりますことを報告致します。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番児玉春雄議員および5番澤井昭二郎議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。議会運営委員会において審査の結果、本日5日から14日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの10日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

最初に、議長より報告します。

先に議長より議会運営委員会に諮問しておりました議会の活性化については、このたび答申されました。議会運営委員会に対し厚く御礼を申し上げます。

この答申結果の内容については、この後の日程で委員長より報告がありますが、この結果を尊重し、この後の議会運営および議会の活性化に向けて進めてまいりたいと思いますので、宜しく申し上げます。

また、以上のほか議長としての報告事項は、お手元に配布してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。5番澤井議会運営委員長。5番。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は11月22日、12月3日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、承認第6号については本会議にて、議案第64号から第70号は総務常任委員会へ付託、議案第71号から第78号の補正予算（案）については所管の委員会へ付託、同意第4号については本会議にてという区分で行うことと致します。

請願・陳情については、お手元に配布の請願・陳情一覧表のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。抽選の結果、7日金曜日の1番めに20番西村 武議員、2番めに8番小林 悟議員、3番めに17番中川光博議員、4番めに16番菅原久和議員、10日月曜日の1番めに11番藤原典男議員、2番めに14番伊藤 博議員、3番めに19番大谷貞廣議員となりましたので、宜しくお願い致します。

議会運営委員会に諮問されておりました議会の活性化について申し上げます。

12月3日付で議長あてに答申を致しましたので、その審議経過・内容について概要説明のため日程として取り扱い、報告することと致します。

潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）と潟上市議会広報編集特別委員会設置に関する決議について申し上げます。

このことについては、会派代表者会議、議会運営委員会で協議しておりましたが、議決が必要なことから、議会運営委員会委員を発議者として発議することとしておりますので、宜しくお願い致します。

以上申し述べて議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、諮問事項「潟上市議会の活性化に対する答申」について報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、諮問事項「潟上市議会の活性化に対する答申」について

の報告を許します。5番澤井議会運営委員長。5番。

○議会運営委員長（澤井昭二郎） 議会運営委員会に諮問されておりました「議会の活性化について」議長あてに答申を致しましたので、その審議経過・内容についてご説明致します。

お手元に配布しております審議経過の報告をご覧ください。

委員会は計7回を開催しております。

審議に当たっては、県内各市議会の状況、全国的な動き・状況の資料をまとめ、それをもとに審議を行っております。

答申内容について概要をご説明致します。

お手元の「潟上市議会の活性化について（答申）」をご覧ください。

諮問事項の1つめの議会運営のあり方に関することの（1）の総括質疑についてご説明致します。

本議会では、議案の上程、提案理由の説明後に直ちに大綱質疑を行っておりますが、これにかえて議案熟考のための日程を取り、通告制により日を改めて総括質疑を行うという内容でございます。

（2）の特別委員会についてご説明致します。

内容は記載のとおりでございます。政策提言に向け積極的に特別委員会を設置するという内容と、予算・決算審査の方法について地方自治法の趣旨を勘案しながら、特別委員会の設置について調査・研究を進めるというものであります。

2つめの広報公聴活動に関することについてご説明致します。

開催趣旨にもありますとおり、議会活動を地域に出向いても実施するため、議会報告会を実施するという内容であります。

3つめの政務調査費に関することについてご説明致します。

政務調査費については、交付に関して種々の課題はあるものの、その交付趣旨を議員個々において十分に理解し、厳格に活用することは議会全体の活性化につながることから、課題などを整理し、市民への周知を図りながら交付に向けて調査・研究をするという内容でございます。

以上が答申内容の概要でございます。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

ただいまの議会運営委員会からの答申につきましては、議長あての答申であります。

この答申の今後の取り扱いにつきましては、委員会での審議内容、資料等をそろえた上で、後日、議員の皆様にお諮りし、協議したいと考えておりますので、本日は報告のみとさせていただきます。

【日程第5、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第5、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、改めておはようございます。

本日ここに平成19年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、9月定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに国体関係について申し上げます。

本市で開催されました相撲競技・レスリング競技は、市民の皆様の真心あふれるもてなしにより大成功のうちに終了し、両競技の関係役員の皆様からもたくさんのお褒めの言葉をいただきました。

これもひとえに、選手、監督を歓待いただきました民泊協力会をはじめ民泊家庭、市民の皆様のご支援、ご協力の賜であり、衷心より感謝申し上げます。

全国の選手、監督とそこご家族の方々からは、一様に心温まるもてなしを肌を感じ、試合に臨むことができたこと、生涯忘れ得ぬ思い出となったこと等々のたくさんの声が寄せられております。

また、大会運営にかかわるボランティアとして市内小・中学生、高校生や各団体などからたくさんの参加をいただき、大会をスムーズに運営することができました。改めて感謝とお礼を申し上げます。

この秋田わか杉国体で得られたこれらの貴重な体験や交流を今後のまちづくりに生かしてまいりたいと存じます。

次に、潟上市出身の写真家中村征夫氏が平成19年度秋田県文化功労賞を受章されましたので、ご報告申し上げます。

中村氏は、水中写真・報道写真の発展に尽くした功績がたたえられたもので、合併後の潟上市関係者としては初の受章であり、環境をテーマに国内外の海や自然を势力的に撮影・作品を発表し、昭和63年には木村伊兵衛写真賞、平成19年には土門拳賞を受賞し

ております。

本年11月17日開催の昭和飯田川ロータリークラブ40周年記念事業、「世界の海中2万7千時間 水中からのメッセージ」と題した特別講演の席において、潟上市から感謝状を贈呈致しましたこともあわせてご報告致します。

次に、行政改革の取り組みについて申し上げます。

行政改革に伴う補助金等の見直しについては、補助金の公平性・透明性、また、財政の健全化を図る観点から精査検討を進めており、よりの確で効率的な交付に努めていくこととしております。

また、行政評価制度の導入については、平成20年度の実施に向けて今年度は職員に対する行政評価制度の浸透や評価シートの作成等を含め、一部試行しております。

次に、天洋跡地利用検討委員会からの検討結果の報告について申し上げます。

同検討委員会では、旧昭和町で検討した関係資料を検証し、現地視察を含め4回にわたり広範な検討を行い、潟上市における新たな利用方法の検討を行ってまいりました。

報告書にある検討結果の主なものとしては、大久保踏切にかかわること、跡地の多目的利用等の内容となっております。

今後は報告書の内容を踏まえ、議員の皆様はじめ関係各位と十分協議しながら利用方法を決定してまいりたいと存じます。

次に、まちづくりシンポジウムについて申し上げます。

「一人ひとりが輝く協働の地域づくり」をテーマに12月8日にまちづくりシンポジウムを開催致します。同シンポジウムは、第1部で男女共同参画宣言都市1周年記念として住田裕子弁護士によります基調講演、第2部はパネルディスカッションを行う予定としております。

今後の潟上市のまちづくりを考える機会として、多くの市民の皆様から聴講いただきたいと存じます。

次に、平成20年4月から施行されます「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健診・特定保健指導について申し上げます。

今までの健診は、「老人保健法」に基づいて病気の早期発見・治療に重点を置いた指導が中心でありましたが、これからの健診は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により生活習慣病対策の充実のための「特定健康診査」と健康保持の必要性から「特定保健指導」を実施することを医療関係者に義務づけております。

医療保険者が実施主体となることにより、被保険者すべてに対する健診が充実し、受診率を向上させることを目的としているものであります。

法律の施行に向けて、国民健康保険では医療構造改革の一つとして生活習慣病の減少による医療費適正化を目的に、被保険者の特定健診・特定保健指導の準備を進めております。

特定健診・特定保健指導は、40歳から74歳の方についてメタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、その結果に基づいて個々の保健指導を行うことが義務化され、健診・保健指導それぞれに目標値が定められるものであります。

現在、関係する部課について健診・保健指導の具体的手法、健診等の数値目標を定めて実施計画を策定しているところであります。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに農業従事者の減少および高齢化、農地の荒廃など多くの課題への対応策として本年度からスタートした「品目横断的経営安定対策」と、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮につなげる「農地・水・環境保全向上対策」、「新たな需給調整システムの構築」などの取り組み状況について申し上げます。

本市における品目横断的経営安定対策にかかわる経営体は、認定農業者・集落営農組織ともに目標数を上回り、農家の皆様の意欲がうかがえるところであります。一方、米価の急落と所得の減少で「将来の地域農業を支えるべき担い手の経営が極めて困難」な状況が指摘されており、小規模農家への配慮や担い手に対する所得確保対策など抜本的な対策が論じられているところであります。

これまでの制度・枠組みへの対応から経営戦略など実践対策に移ることから、今後も農業関係団体とともに栽培技術の高度化や平準化、作業の効率化に取り組んでまいります。

次に、農地・水・環境保全向上対策については、市内4組織で実践活動が進められ、水路のしゅんせつや農道の整備、生態系の保全活動など住民が一体となった環境に配慮した取り組みが地域の活性化に効果的に作用しております。このような活動は継続していくことが重要で、今後も地域住民の協力のもと、内容の充実を図り推進してまいります。

新たな需給調整システムについては、生産調整方針作成者たる農協・集荷業者が主体的に調整を行うことになっておりますが、実情は実施主体が抱える業務との調整や人材

の確保など課題も多く、さらに連携を図りながらスムーズな業務の遂行に努めてまいります。

次に、農業の概況について申し上げます。

まず、稲作の状況については、東北農政局秋田農政事務所が10月29日に発表した県央の作況指数は「102」のやや良で、予想収穫量は全県平均を4キロ上回る588キロとなっております。

本市における米の品質については、11月初頭で1等米比率が92%と高い値を示しております。このことは、一部にイモチ病や紋ガレ病が発生したものの、被害発生が常に懸念されているカメムシ類の防除についての的確な薬剤の選択などによる対策が功を奏したものと見られます。今後も実証結果を踏まえ、適正な防除体系のもとで良質米の生産を目指してまいります。

次に、果樹の状況について申し上げます。

和梨については、16年の塩害が克服され、集荷量は昨年と比較し120%となっております。品質は平年並みであります。単価は昨年より高く推移しております。2つの農協を合わせた10月末現在の集荷量は、10キログラム入りで約4万5,500ケースと販売額でも前年度を上回っております。

次に、花卉について申し上げます。

輪菊については、17年・18年の豪雪による未復旧ハウスが一部にありますが、全般的に品質は良好で例年より多く出荷されております。しかし、単価は例年より低く、燃料の高騰とあいまって今後経営への影響が懸念されるところであります。

シクラメンなどの鉢物については、品質と価格は例年並みに推移しているものの、気温が高く生育が遅れていることから、全国的な傾向として出荷が1週間から10日ほどの遅れとなっております。

次に、転作大豆について申し上げます。

今年度の刈り取り始期は10月15日頃で、終期は11月末となっております。品質は大粒で高品質ですが、収量は昨年に比較し少なめとなっております。なお、品目横断的経営安定対策による毎年の生産量・品質に基づく支払いを円滑にするため、11月末で40%台の検査状況をさらに進捗するよう農協等関係機関に働きかけております。

次に、農林水産施設等整備について申し上げます。

県営地域用水環境整備事業の「天王長沼地区」は、基盤施設の散策園路工・法面の緑

化工および環境施設の植栽工が1月31日までの工期で発注されております。

次に、平成21年度の事業採択を目指している天塩地区の経営体育成基盤整備事業に向けた取り組みについては、市単独事業の「地形図作成業務」と「促進計画書作成業務」の作業を進めているところであります。

また、地元の天塩地区では「1集落1法人組織の確保」といった高度な農業経営体の設立など採択要件をクリアするため、頻繁に集積委員会が開催され事業の実現に向けて取り組んでいるところであります。

次に、松くい虫防除について申し上げます。

今年度は、国・県補助をもって実施する特別伐倒駆除に加え、自治会等からの要望にこたえるため安全や景観に配慮した伐倒処理を実施しております。今後も計画的な被害木の駆除により、松林の保全対策を実施してまいります。

次に、9月の豪雨による災害復旧工事について申し上げます。

農林業関係の災害については、農作業道路の確保など緊急を要するものは応急工事で対処しております。このたびの補正予算では、冬期施工による来年度の農作物等の作付に対応するもので、9か所の工事予算を計上しております。

次に、潟上市地区商工会合併にかかわる、その後の状況について申し上げます。

今年7月の合併協定書の予備調印後、組織・財政・事業など主要事項について精力的にワーキング部会が開催され順調に推移しているところであります。今後、12月上旬の両商工会臨時総会において合併の承認と新たな設立委員を選任し、12月21日には合併契約書を締結する運びとなっております。市と致しましても来年4月1日の「新商工会」設立に向けて、引き続き支援してまいりたいと存じます。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに文部科学省の「全国学力・学習状況調査」について申し上げます。

この調査は、4月24日に小学校6年生と中学校3年生のすべての児童生徒を対象に、国語と算数・数学に関して「知識」に関する問題と、実生活における知識・技能等の「活用」に関する問題で実施されました。その結果が10月末にあり、潟上市内の小学校6年生の国語と算数、中学校3年生の国語は全国平均を上回り、おおむね良好な状況にあります。しかし、中学校3年生の数学は全国平均を下回っている状況でありますので、今後一層、学力向上を目指して取り組んでまいりたいと存じます。

次に、中学生による職場体験について申し上げます。

天王中学校と羽城中学校の2年生が10月15日から19日まで、天王南中学校の1年生が10月22日から26日までの5日間にわたり、81の事業所において職場体験をしております。中学生にとりまして働くことの楽しさと厳しさを感じ、自己の理解を深める充実した活動となりました。今後ご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、幼児教育関係について申し上げます。

幼稚園と保育所の機能を一体化した総合施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度で、若竹幼児教育センターが10月1日に認定を受けました。

この制度は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う機能を有した施設を認定する制度で、いわゆる幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を果たすものであります。

また、10月30日には、長年にわたる出戸幼稚園の幼小連携活動が評価され、全国58校の中から第23回時事通信社「教育奨励賞」優良賞の表彰を受けました。

「「遊び」と「学び」の連携を目指す」をテーマに、幼稚園5歳児から出戸小学校1年生への連続したカリキュラムの作成、子ども同士の交流、幼稚園と小学校の教員によるチーム・ティーチングなど積極的に研究実践を進め、「遊び」から「学習」への道筋を明らかにし、就学前教育と小学校教育の接続について地道な取り組みで成果を上げていることが高く評価されました。

次に、今年度の文化祭は10月20日・21日に昭和地区・飯田川地区、10月27日・28日には天王地区において、それぞれの地区公民館を主会場として開催し、各会場には多くの市民が訪れました。28日の天王地区の文化講演会ではアグネス・チャンさんが「みんな地球に生きるひと」を演題に講演し、約650人の市民が大きな感動に包まれました。

次に、市債の繰上償還について申し上げます。

本年度から平成21年度までの3年間で、年利5%以上の公的資金の補償金を必要としない繰上償還が認められることになりました。これまでは政府資金の繰上償還をする場合には補償金が必要でありましたが、地方財政法附則第33条の9および地方交付税法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により実施するものであります。本市でも繰上償還を実施するために財政健全化計画を策定し、国から計画の承認を得ることとなっております。

健全化計画の概要としましては、先に定めた定員適正化計画や行財政改革大綱、公債費負担適正化計画との整合性を図りながら、平成19年度から平成23年度までの5年間で

人件費の抑制や公債費負担の適正化等を図り財政の健全化を目指すものであります。

今年度の繰上償還額についてであります。一般会計で2,813万4,000円、農業集落排水事業特別会計で3,876万4,000円、下水道事業特別会計で3億3,599万3,000円、水道事業会計で2億8,970万3,000円、総額では6億9,259万4,000円を申請しており、申請額を今回の補正予算に計上しております。また、繰上償還の財源として、民間金融機関からの借換債も合わせて予算計上しております。

次に、職員の給与改定について申し上げます。

国の人事院勧告が出され、民間給与との格差を比較し、1,352円、0.35%の引き上げを勧告しております。また、期末勤勉手当については国の人事院勧告では0.05か月の引き上げ勧告に対し、県の人事委員会勧告では県内の民間事業所との比較において、民間支給月数を上回っているものとして0.1か月の引き下げを勧告しております。本市職員の平均給与月額が33万6,493円で、ラスパイレス指数は87.32と除々に改善されておりますが、県内の民間事業所との比較をしても4万944円低くなっており、給与については国・県同様、勧告どおりに改定を行うものであります。

期末勤勉手当については、県内の景気低迷、他市町村との状況や本市の財政状況を勘案すると引き上げる状況にないと判断し、据え置くことと致しました。

改定による影響額は446万円となります。

次に、財団法人秋田県市町村振興協会が主催する、平成19年度秋田県市町村職員海外研修事業に県市長会の推薦を受けて研修団団長として視察してまいりましたことについて申し上げます。

研修先はドイツとイタリアの2か国で、「高齢化対策と子育て支援、ごみ処理対策」を研修テーマとして広範な視点から福祉政策や少子高齢化問題、さらには環境問題等についての見聞の機会をいただきました。

このたびの研修は、歴史と伝統あるヨーロッパ各国の先進性について学ぶものでありましたが、研修先における取り組みは真剣かつ試行錯誤の繰り返しの中で今日に至っているとの感がありました。

研修で学び、感じたことを今後のまちづくりに生かすよう、心してまいりたいと存じます。あわせて、このほど貴重な海外研修にご理解をいただきました議会をはじめ市民皆様に感謝申し上げます。

本定例会には、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認、潟

上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）、政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）、潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）、平成19年度潟上市一般会計ほか各会計補正予算（案）7件、ならびに人事案件としまして人権擁護委員候補者の推薦についてを提案しております。

なお、条例（案）ならびに平成19年度各会計補正予算については、この後、担当部長から説明させます。

以上、行政報告ならびに本定例会に提案しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第6、承認第6号 専決処分の承認について（平成19年度潟上市一般会計補正予算（第5号）】

○議長（藤原幸作） 日程第6、承認第6号、専決処分の承認についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

承認第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 皆さん、どうもおはようございます。

それでは、承認第6号についてご説明します。

専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

次のページですが、専決処分書、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

専決の月日は、平成19年9月25日でございます。

潟上市長 石川光男

別冊の方をご覧になっていただきたいと思います。別冊については、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第5号）。

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ189万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,760万円とするものであります。

この専決処分につきましては、9月17日の集中豪雨災害に緊急に対処するために、11款災害復旧費を189万円増額するものでございます。

先ほども申し上げましたが、9月25日に専決処分しております。

内容と致しましては、雨水排水処理委託料を148万8,000円を増額し、工事費が3か所で40万2,000円増額し、専決処分をしたものでございます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これより承認第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより承認第6号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

【日程第7、議案第64号 潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第64号、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第64号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第64号についてご説明申し上げます。

潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）について。

潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

本案の提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律（平成19年法律第46号）の施

行に伴い、職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものであります。

4 ページでございますが、潟上市職員の自己啓発等休業に関する条例（案）、これについては、全体的にはこの条例第1条から6条までの構成となっております。

提案理由でもありましたように、地方公務員法の一部を改正する法律が平成19年5月16日に公布され、平成19年8月1日に施行されました。地方公務員法第26条の5の規定に基づきまして、新たに職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めるため関係条例を制定するものであります。ということで、この条例については新たに、新規に制定されるということになります。

主な内容でございますが、第2条の1項から5項までは職員としての在職期間が3年以上等の者で大学等への就学。2項については、国際貢献活動等を対象に3年を超えない範囲内で自己啓発等休業を承認するものとなっております。

施行日は平成20年、来年の4月1日からとなります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第64号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） この条例（案）について1点お伺いを致します。

大変、研修等でスキルアップを図るのは結構だと思いますが、この提案理由にありました地方公務員法の一部を改正する法律に基づくということですが、この法律の中に休業中の給与、あるいは手当等についての規定があるのか。それでこの条例の中にですね、その文言がないのか、その関係についてお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 休業中の給与については非支給となります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） そのことが、非支給ということが法律の方に明記されているということなのかをもう一回お伺いします。

それで、後ほど出てきますが、企業会計の給与の方には支給をしないというふうに変更になっているわけなんです。この新設条例についてはそれを明記しないということの差がどこにあるか。企業会計は地方自治法を適用しないから明記しなきゃいけないと

いうことになるのか、この辺を再度確認を致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 地方公務員法の25条については非支給となっております。企業会計の関係については地方公務員法の適用になりますが、条例上明記されていないということで、こちらについても明記するという事になっております。

以上です。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第64号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第8、議案第65号 政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第65号、政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第65号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第65号についてご説明申し上げます。

政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

政治倫理の確立のための潟上市長の資産等の公開に関する条例（平成17年潟上市条例第9号）の一部を次のように改正するものとする。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

本案は、提案理由にありますように郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律および証券取引等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

まず、これについては全体的には条文を、郵政民営化法によって条文が整理されてくるということでございます。提案理由にもありましたが、内容的には郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成19年10月1日に、また、証券取引等の一部を改正する法律が平成19年9月30日に施行されております。これに伴いまして郵便

貯金法が廃止され、証券取引法が改正されたため、条例の関係部分を改正するものであります。

主な内容となりますが、郵便貯金に関する規定を削り、証券取引法を金融商品取引法に改めるというものでございまして、法律の改正により条文を整理するという内容になっております。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第65号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第65号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第66号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第9、議案第66号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第66号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第66号についてご説明します。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年潟上市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務職員について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

10ページですが、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

これにつきましては、提案理由にもありましたが、これについても関連の条例を整備しながら、若干、休業の今までの長期間を短期間まで認めるという内容になっているものでございます。

まず、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1

日から施行されたことに伴い、育児短時間勤務職員にかかわる勤務時間等について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

対象職員は、小学校就学の始期に達するまでの子供を養育する常勤の職員を対象になっております。育児の時間等の勤務のパターンとしては4種類ございます。1つは、1日当たり4時間以内、それから2つめは1日当たり5時間、3つめは週3日、4つめは週2日半。職員がこの4つのパターンから選べるということになります。職員の休暇を取る場合は、職員の勤務形態に応じて選択をしてこの中から選ぶと、こういう条例の改正の内容になっております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第66号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第66号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第67号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第67号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第67号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第67号についてご説明申し上げます。

潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の育児休業等に関する条例（平成17年潟上市条例第46号）の一部を次のように改正するものとする。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

本案は、提案理由にありますように、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児短時間勤務職員等について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

改正の内容については、先ほどの議案第66号と内容が同様でございます。いわゆる地方公務員法等に入っていない部分がこちらの方の改正に入っていたりということでござ

いまして、内容等についてはもう少し申し上げますと、育児短時間勤務制度の導入により、勤務形態、承認、取り消し、給与等の取り扱い等に関する規定をこの中に追加されております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第67号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第67号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第68号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第68号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第68号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第68号についてご説明申し上げます。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年潟上市条例第55号）の一部を次のように改正するものとする。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由にありますように、人事院勧告にかんがみ、職員の給料月額および扶養手当の額を改定し、あわせて地域手当について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

この内容等については、先ほど市長の行政報告でもいづらか入っております。

まず、条例に入りますが、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告および県人事委員会の勧告をもとに職員の給料月額および扶養手当の額を改定し、あわせて地域手当について規定する必要があると。このため条例の関係を改正するわけですが、主な内容を申し上げます。

初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引き上げを行う。これによりますと、1

級から2級・3級・4級・5級とありますが、1級については改定率は1.1%、2級については0.6%、3級については0.0%、上限がいくらかわって下が変わらないということで3級も変わっていますが0.0%の改正となります。4级以上については改定はないということでございます。

子供のかかわる扶養手当支給月額については、500円を引き上げたいということで、今まで6,000円が6,500円とするものであります。

さらに、職員の派遣に伴う地域手当に関する規定を追加してございます。

本市については、先ほどラスパイレス指数については87.32と。期末手当等については、国が0.05%の引き上げをする。県は0.1%の引き下げをする。本市については現状維持で進めるということで、これについては本市のラスパイレス指数が若干低い傾向にあるということと、行政報告にもありましたように県内の景気低迷、あるいは他市町の状況、本市の財政状況等を勘案して引き上げをしないで現状で支払するということが今回の条例にのっております。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第68号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 条例案についてお伺いを致します。

議案書の27ページのところでは附則がついているわけでありましたが、附則の1番めは公布の日から施行するという事になっておりますが、その次には6条第3項については、扶養手当のところでありましたが、ここの部分だけはなぜ4月1日から適用ということになるのか。

それから、3番めのところの22年3月31日までの間におけるということについて、その間までは超えない範囲で定めるということですが、それを超えた期間についてはどのようにするのかというところが2点め。

それから、以前からも合併による職員の給与格差があるという話も出ておりましたけれども、この改定によりましてその辺の問題はどのように調整がつくのかという3点をお伺いします。

○議長（藤原幸作） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木公悦） それではお答えします。

一般職の職員の給与に関する条例の給与表の改定と、それから扶養手当については4

月1日にさかのぼるということでございます。

それから、22年3月31日までということになってはいますが、この地域手当の考え方ですが、今の100分の18が最高という流れ、1級でなっておりますけれども、これは給与構造改革の中で人事院が22年3月31日まで流動性があるということで、そこら辺を調整して22年の、いわゆる23年度からきちっと固定するというのが人事院の考え方で、その方向でこの附則をしております。

給与の格差の是正ということですが、今回は一律の給与の引き上げということでございますので、そちらの方にはこのことについて影響はありません。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） この行政報告の中に職員の給与に関する影響額が446万円とあるわけですが、一般的にはその人事院の勧告と、それから県の人事委の勧告のあり方が若干違いますけれども、仮にといいますか給与の引き上げはこれはよしとしましても、将来といいますかこの期末手当の引き下げがないということのようではございますけれども、一般紙上、新聞等を見まして他の市町村はほとんどが0.1か月の引き下げを特別職ならびに議員報酬を引き下げておるわけですが、この辺の考え方は据え置くということでしょうけれども、昨今の経済情勢や一般市民の農家の所得の減少等を考えますと、若干この辺の考え方にラスパイレスだけが生きてきているような気も致しますので、その辺の考え方。それと、もしこの0.1か月を、賞与を引き下げた場合の額はいくらになったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木公悦） それではお答えします。

今、戸田議員さんが言ったとおりでございます。本当に考え方というよりも、今のこの給与に関しては、県内の民間事業所の所得等に準拠するような流れでやってくださいということでありまして。県内の事業所よりもかなり給与月額が低いということがございますので、それに対して市は独自の考え方で据え置くという形にしております。

0.1か月引き下げる流れの額についてですけれども、計算しておりますけれども、今、手元に資料がございませんので、後日お知らせしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 2番、よろしいですか。

○2番（戸田俊樹） はい。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第68号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第69号 潟上市職員等の旅費に関する条例の一部の改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、議案第69号、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部の改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第69号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第69号についてご説明申し上げます。

潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員等の旅費に関する条例（平成17年潟上市条例第58号）の一部を次のように改正するものとする。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由にありますように、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるため条例の関係部分を改正するものであります。

30ページですが、潟上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

これについては、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成19年12月1日に施行されたことに伴い、陸路の路程計算に用いるものから郵便線路図を削除する、この必要があるということで条例の関係部分を改正するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第69号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第69号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第13、議案第70号 潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部の改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第13、議案第70号、潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部の改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第70号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第70号についてご説明申し上げます。

潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年潟上市条例第176号）の一部を次のように改正するものとする。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律および地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、企業職員の部分休業等について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

地方公務法については、19年8月1日から施行されておりました、これに伴い部分休業の期間について、小学校就学の始期に達するまでに改め、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員の自己啓発等休業について必要な事項を定めるため条例の関係部分を改正するものであります。

これについては先ほどの自己啓発等の新しい条例等々の絡みと関連がある関係から改正してあるということでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第70号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第70号については、総務常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第14、議案第71号 平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第14、議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第71号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第71号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてでございます。

別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の議案第71号、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）、こちらの方を見ていただきたいと思えます。

全体的に大綱のことで説明しますが、まず、平成19年度潟上市一般会計補正予算（第6号）。

これについては、第1条は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,944万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5,704万円とするものであります。

第2条は、地方債の変更による補正となっております。

はじめに、歳入の主なものについての大綱説明を行います。

まず、9ページをお開き願いたいと思えます。

13款1項1目民生費国庫負担金は123万8,000円の増額でございます。

主なものは、児童扶養手当給付費負担金175万円の増額で、これは対象者の増に伴うものでございます。

同じく14款2項2目民生費県補助金は174万5,000円の増額であります。これは対象者の増に伴い、一人親家庭児童保育援助費補助金を増額するものでございます。

10ページをご覧ください。

18款繰越金は7,721万円の増額で、補正後の留保財源は2,263万4,000円となります。

19款5項雑入は116万6,000円の増額であります。主なものはローソン緑の街基金植樹事業助成金150万円の増額であります。

以上が歳入の説明となります。

大変恐縮です。6ページにちょっと戻っていただきたいと思えます。

第2表、地方債補正についてでございます。起債の目的は道路改良事業であります。補正前の額、補正後の額は、表の記載のとおりでございます。全体的には10万円を土木債として増額するものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

12ページです。

全体的に入る前に、この内容を申し上げますと、今回は人事院勧告に伴う人件費の補正および事業終了や、今後執行見込みのないものの減額補正を全般にわたって計上していることをまずご報告申し上げておきたいと思っております。

それでは、主なものを、歳出のご説明を申し上げます。

12ページ、2款1項一般管理費は2,432万6,000円の増額補正で、主なものは、来年の3月末の退職職員17名の予定者の退職手当負担金2,198万2,000円を補正してございます。

13ページ、2款1項5目財産管理費は2,322万9,000円の増額であります。主なものは土地開発公社への繰上償還金が2件分で1,012万円の増額と土地取得事業特別会計の繰上償還2件分に伴う繰出金1,213万円の増額であります。

20ページをご覧ください。

3款1項5目国民健康保険費は1,989万2,000円の増額であります。これは国民健康保険事業特別会計への繰出金であります。

22ページをご覧ください。

3款2項3目母子父子福祉費は525万1,000円の増額であります。これは児童扶養手当の対象者の増に伴うものであります。

28ページをご覧ください。

8款2項道路橋梁費は1,334万円の増額であります。主なものは道路維持費補修工事が1,338万円の増額と、道路改良工事703万5,000円の増額となっております。

30ページをご覧ください。

10款1項2目事務局費は566万8,000円の増額であります。主なものは児童生徒派遣費補助金583万4,000円の増額であります。

次に36ページをお願いします。

これについては11款災害復旧費でございます。603万5,000円の増額となっております。これは9月17日の集中豪雨に伴う災害復旧費工事費で9か所分でございます。

12款公債費、これについては2,813万4,000円の増額であります。これは保証金なしの

公的資金の繰上償還7件分となっております。

以上が一般会計の歳入歳出のご説明でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第71号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。15番。

○15番（伊藤栄悦） 22ページの保育園費のところの臨時保育士の賃金の1,068万円という減額になってはいますが、これはどういう理由でこういう減額になっているかということがまず1つです。

それから、最近の臨時保育士の募集の内容を見てみますと、その中に社会保険というのがついてたように思います。それで、前に私が一般質問したときに改善するというお話がありまして、そういうことの中で臨時保育士の社会保険料のそれがなったのかどうかということ。

それから、こういうふうに、たぶん臨時保育士が、やめる方も相当いるのではないかと、ということから考えると、何と申しますか教育の内容というんですか、保育の、これに対する影響とかそういうものがないのかあるのかということ伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木公悦） それではお答え致します。

臨時職員の賃金の減額でございますけれども、先ほどおっしゃられたとおりのやめる方もいたり、採用を任用するという流れがありますけれども、その異動の流れの中で出てきた減額ということになります。

社会保険等については、一般総務費の中で対応しておりますので、こちらの方には費目としては出てきません。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 小林教育長。

○教育長（小林 洋） 今の15番伊藤議員の質問に答えたいと思います。

やめる人がいると、これは確かなんですけれども、教育内容への影響がないかということでもありますけれども、これはすべてそれに臨機応変に対応しておりますので、お答えしておきます。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 15番さんにお答えしますが、退職する保育士についての教育力への影響については教育長が答えましたが、待遇面で潟上市が少し安いのではないかと、こういうことも一つの要因であると認識しております。したがって、来年度からについては、財政厳しいのだけれども、やはり優秀な先生からきてもらうためには、臨時保育士でも待遇面を考慮していかなければだめでないかと、こういう認識を持っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんですか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第71号については、各常任委員会にかかわる各所管の事項について、各常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第72号 平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第15、議案第72号、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第72号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の方で大綱説明をしてみたいと思います。

平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

これについては、平成19年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,320万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,656万4,000円とするものであります。

歳入予算の主なものを申し上げます。

繰越金を実績に応じて1億194万3,000円を減額し、財源不足分を財政調整基金繰入金として8,000万円、一般会計繰入金として1,989万2,000円を増額するものでございます。

歳出の予算の主なものについて申し上げます。

決算見込みから退職被保険者等高額療養費1,162万7,000円を増額し、一般被保険者高額療養費795万6,000円、老人保険医療費拠出金3,992万円などを増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第72号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 今、説明を受けましたけれども、1か月当たりの医療費というのは、突発的ないろんな高いお金がかかる療養費というんですか病気が突発的に起きるといことで、1か月当たりいくらかやはり余裕もったものをもっていかなければいけないと私思いますけれども、そこら辺どれぐらいもっているのかということと、あとはこの繰越金がかかなり多いわけですから、減額が、この関係、関連というのはあるのかどうか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 宮田市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） それでは、藤原議員にお答え致します。

ご承知のように国保の予算は医療需要に見合った収入を確保するというところでございますので、あまり余裕のある予算にしますと負担が大きくなるという欠点がございます。そのため、私、1か月ぐらいの医療費が正しいのではないかなと思います。

そして今回の補正との関係でございますが、今年度の実績、それから過去の実績等踏まえまして算定しておりますので、大丈夫だと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） わかりましたけれども、この中に含まれる1か月当たりの何というんですか余裕分というか、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 宮田市民課長。

○市民課長（宮田隆悦） それでは再質問にお答え致します。

今、潟上市の方の国保会計の一般分と退職医療の分でございますが、おおむね1億7,000万ほどの支出でございます。1か月当たりでございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第72号については、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第16、議案第73号 平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第16、議案第73号、平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第73号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第73号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

この予算については、大体、主に平成19年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4,079万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ22億2,914万5,000円とするものであります。

主なものは、介護予防サービス給付費から介護保険サービス給付費および特定入所者介護サービスへの組み替えとするものであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第73号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第73号について、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第74号 平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第17、議案第74号、平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第74号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第74号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。
別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男
別冊の方をご覧ください。

平成19年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（第2号）

これについては、第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,821万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,870万3,000円とするものであります。

主なものは、補償金なしの公的資金の繰上償還4件分でございます。
以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第74号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第74号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第18、議案第75号 平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、議案第75号、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第75号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第75号についてご説明します。

平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。
別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男
別冊をご覧ください。

本案は、平成19年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,776万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,037万1,000円とするものでございます。

主なものは、補償金なしの公的資金の繰上償還60件と、単独事業費の請負差額の減額補正でございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第75号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） この繰上償還のですね民間金融からの借換債でやるわけですがけれども、この部分においてどれくらいのお金がプラスになるのか、その辺とですね、それから5%以上でも借りてあったということですがけれども、なぜ5%以上のものであって借りてあったか。その当時がそういう相場であったのかどうか、その辺のことについてちょっと教えてください。

○議長（藤原幸作） 幸村財政課長。

○財政課長（幸村公明） それではお答え致します。

補償金のない繰上償還をする場合、実質公債費比率が一定の数値以上になっていることが条件となっております。潟上市の場合、実質公債費比率が18%を超えていることから、利率が国で定める5%以上になるものがこの対象になるというものであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 藤原下水道課長。

○下水道課長（藤原貞雄） 2番戸田議員にお答え致します。

下水道事業債の公的資金の繰上償還ということで計上してございますけれども、これに伴いまして利子軽減される額につきましては5,600万円と試算してございます。民間資金を3%で借り換えした場合にこの額で試算されております。

それからなぜ高い利息でということでございますけれども、該当になっているものが昭和55年から59年度の事業債でございます。このものにつきましては7.1%から7.5%という相場でございました。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第75号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第19、議案第76号 平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算

【第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第19、議案第76号、平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第76号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第76号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の方ですが、これについては平成19年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（第2号）。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,130万6,000円とするものでございます。

主なものは、事業費の精算に伴う減額補正であります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第76号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第76号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第20、議案第77号 平成19年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第20、議案第77号、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第77号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第77号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の方ですが、平成19年度潟上市土地取得事業特別会計予算（第1号）

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,213万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,318万4,000円とするものであります。

これは土地開発公社への繰上償還2件分に伴うものであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第77号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第77号については、総務常任委員会に付託します。

【日程第21、議案第78号 平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、議案第78号、平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第78号について当局より大綱説明を求めます。肥田野総務部長。

○総務部長（肥田野耕二） 議案第78号についてご説明申し上げます。

平成19年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成19年12月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をご覧ください。

平成19年度潟上市水道事業会計予算（第4号）ですが、収益的支出においては126万3,000円の減額であります。主なものは職員の人事異動に伴う減額と元木山地内消火栓取替工事の増額であります。

資本的支出においては2億8,970万3,000円の増額であります。これは補償金なしの公的資金の繰上償還16件分に伴うものであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第78号について大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

議案第78号については、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第22、同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（藤原幸作） 日程第22、同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦の件についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第4号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 鴻上市飯田川下虻川字城ノ後37番地6

氏 名 鑑セイ子

生年月日 昭和11年11月6日

平成19年12月5日提出 鴻上市長 石川光男

提案理由 平成20年3月31日付けで人権擁護委員の鑑セイ子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである。

お手元に鑑セイ子さんの略歴をお届けしておりますが、鑑さんは平成17年4月から人権擁護委員として活躍し、この3月31日で切れるわけですが、再び引き続いて鑑さんを人権擁護委員として推薦したいというものでございます。

どうか宜しく願い申し上げます。

○議長（藤原幸作） これから同意第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから同意第4号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

【日程第23、陳情第13号 病院道路敷地の寄付採納願い から 日程第26、陳情第16号 消費税の引き上げに反対する意見書採択を求める陳情】

○議長（藤原幸作） 日程第23、陳情第13号から日程第26、陳情第16号までを一括議題とします。

請願・陳情の朗読と説明を省略します。

ただいま提案された陳情第13号から陳情第16号については、12月3日の議会運営委員会においてお手元に配布の請願・陳情一覧表のとおり各常任委員会に付託することになりました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号から陳情第16号については各常任委員会に付託することに決定しました。

【日程第27、発議第7号 潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について および 日程第28 発議第8号 潟上市議会広報編集特別委員会設置に関する決議について】

○議長（藤原幸作） 日程第27、発議第7号から日程第28、発議第8号を一括議題と致します。

議案の朗読と説明を省略します。

発議第7号から第8号までを一括して提出者の説明を求めます。5番。

○5番（澤井昭二郎） 発議第7号、潟上市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についてご説明致します。

提出者 澤井昭二郎、賛成者 藤原幸雄議員、西村 武議員であります。

提案理由は、議会運営の複雑・高度化に対応するため、委員の定数を4人から8人へ改正するものであります。

次に、発議第8号、潟上市議会広報編集特別委員会の設置に関する決議についてご説明致します。

編集委員会の構成を「常任委員会からの4名と正副議長の2名の計6名」としていたものを「常任委員会からの4名と一部事務組合議員3名の計7名」とし、あわせて「委員の任務」と「議会事務局の任務について」を明確にするものでございます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより発議第7号から発議第8号までの議案について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより発議第7号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) ご異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) ご異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、7日金曜日の午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時51分 散会